

問う 医療事故調査 5年

2020年(令和2年)10月26日 月曜日

ア版

患者の予期せぬ死」を対象とし、事実の究明と再発防止を目指す医療事故調査制度は10月で開始から5年。医師、遺族、看護師に制度のこれまでと、これから聞いた。

重大事故に対する病院内の調査が法律の下で広く行われるようになつたのは大きな成果だが、「何を減らすために、何から調査するのか」という概念が揺らいだままの5年間でもあった。

法律は「医療行為に起因するもの」

名古屋大病院副院長

長尾 能雅さん (51)



ながお・よしまさ 名古屋大病院「患者安全推進部」の部長。2019年7月、「医療の質・安全学会」の理事長に就任。

実判断 病院任せ課題

「予期しなかつたもの」の2軸に該当すれば調査対象とすると定めたが、解釈の幅が広く、判断はばらついた

ままだ。

大病院に限つてみても、この5年間に多くの調査を経験した病院もあれば、0件の病院もあるとい

う実態が、そのことを物語っている。

私は人為的エラーや手順違反によ

る死亡は「予期しなかつたもの」に

当たると考えるが、そうではないと

勢を監視する権限すら与えられてい

ている。

第三者機関の「医療事故調査・支援センター」が事故としての報告を推奨しても「参考意見」でしかなく、

相談した病院側が調査・報告しなくともペナルティーは科されない。セ

ンターには制度の運用や医療側の姿

勢を監視する権限すら与えられてい

ない。全体に低きに流れやすいシス

テムと言える。

一部の医療者には個人の責任追及

への警戒感がなお根強く、免責され

ない限り報告・調査はしたくないと

の声もあるが、国民に隠蔽を予告し

ているようなもので理解は得られない

だろう。

いう意見もあり、調査対象とするかどうかの判断は医療機関に委ねられ

ている。

医療機関ごとに調査手法にばらつきがあるのも課題だ。標準的な医療が行わされたのか。逸脱したのであればその理由は何か。事前の説明はどうだったか。こうした観点でチェックする定型的な手法を院内調査にどう普及できるかが問われる。

センター調査の報告書は一切公開

されない仕組みだが、いかがなものか。適切な手法で作られた報告書は教訓の宝庫で、医療の「標準」を示し無用な萎縮を防ぐことにつながる。国民の期待に応えられる公正な

調査や再発防止策の立案を担える人材の育成も道半ば。患者安全担当者の教育に今後も力を尽くしたい。

調査や再発防止策の立案を担える人材の育成も道半ば。患者安全担当者の教育に今後も力を尽くしたい。

調査や再発防止策の立案を担える人材の育成も道半ば。患者安全担当者の教育に今後も力を尽くしたい。

調査や再発防止策の立案を担える人材の育成も道半ば。患者安全担当者の教育に今後も力を尽くしたい。

調査や再発防止策の立案を担える人材の育成も道半ば。患者安全担当者の教育に今後も力を尽くしたい。

調査や再発防止策の立案を担える人材の育成も道半ば。患者安全担当者の教育に今後も力を尽くしたい。

医療事故調査制度 医療法に規定され、全ての病院、診療所、助産所を対象に2015年10月にスタート。患者の予期せぬ死亡について、医療機関が事故と判断した場合、第三

機運が高まつた。私は2005年に厚生労働省に設置された医療安全対策検討ワーキンググループ(WG)

が集積した情報の整理・分析を行い、再発防止策の検討や啓発を行う。

医療事故調査制度 医療法に規定され、全ての病院、診療所、助産所を対象に2015年10月にスタート。患者の予期せぬ死亡について、医療機関が事故と判断した場合、第三

機運が高まつた。私は2005年に厚生労働省に設置された医療安全対策椑討ワーキンググループ(WG)

が集積した情報の整理・分析を行い、再発防止策の検討や啓発を行う。

医療事故調査制度 医療法に規定され、全ての病院、診療所、助産所を対象に2015年10月にスタート。患者の予期せぬ死亡について、医療機関が事故と判断した場合、第三

機運が高まつた。私は2005年に厚生労働省に設置された医療安全対策椑討ワーキンググループ(WG)

が集積した情報の整理・分析を行い、再発防止策の椑討や啓発を行う。

医療事故調査制度 医療法に規定され、全ての病院、診療所、助産所を対象に2015年10月にスタート。患者の予期せぬ死亡について、医療機関が事故と判断した場合、第三

機